

実施方針 新旧対照表

| No | 頁 | 第1 | 1. | (1) | ア | (ア) | a | 項目等 | 旧 | 新 |
|----|----|-----|----|-----|---|-----|---|----------|---|--|
| 1 | 11 | 2 | 3 | (2) | ア | (ウ) | | 共通事項 | (イ)中津市暴力団排除条例(平成23年3月17日中津市条例第3号)第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。 | (イ)中津市暴力団排除条例(平成23年3月17日中津市条例第3号)第2条に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 |
| 2 | 13 | 2 | 3 | (2) | ウ | (ウ) | | 建設業務を行う者 | (ウ)平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の学校給食施設の施工実績を有していること。 | (ウ)平成26年4月以降に完了した延べ面積3,000㎡以上の公共施設の施工実績を有していること。 |
| 3 | 20 | 4 | 2 | (8) | ア | | | 非汚染作業区域 | ・添物用仕分室 | ・デザート添物用仕分室 |
| 4 | 23 | 8 | 1 | | | | | 議会の議決 | 本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年12月中津市議会定例会に、契約に関する議案を令和7年9月中津市議会定例会に提出する予定である。 | 本市は、債務負担行為に関する議案を令和6年12月中津市議会定例会(令和7年6月中津市議会定例会で再設定を予定)に、契約に関する議案を令和7年9月中津市議会定例会に提出する予定である。 |
| 5 | 27 | 資料1 | | | | | | リスク分担表注釈 | ※1:事業契約書で規定する指数に基づき、±1.5%以内の物価変動は事業者の負担、±1.5%を超える場合の物価変動は本市の負担とすることを予定している。 | ※1:事業契約書で規定する指数に基づき、±1.5%以内の物価変動は事業者の負担、±1.5%を超える物価変動は、±1.5%までは事業者の負担、±1.5%を超える分は本市の負担とすることを予定している。 |
| 6 | 27 | 資料1 | | | | | | リスク分担表注釈 | ※2:事業契約書で規定する指数に基づき、±3.0%以内の物価変動は事業者の負担、±3.0%を超える場合の物価変動は本市の負担とすることを予定している。 | ※2:事業契約書で規定する指数に基づき、±3.0%以内の物価変動は事業者の負担としサービスの対価の変更は実施せず、±3.0%を超える物価変動が生じた場合にサービスの対価の変更を実施することを予定している。 |